

# 犯罪報道研究の現状と課題

牧野 智和

## 1. 本稿の目的

内閣府の「社会意識に関する世論調査」には、治安についての意識を問う項目がある。この項目は長い間「良い方向に向かっている」と答える者が多かったのだが、1994年から翌1995年にかけて「悪い方向に向かっている」と答える者が大きく増え、1998年以降は「悪い～」の回答者が「良い～」の回答者を上回るようになった<sup>(1)</sup>。だが2005年にピーク（「悪い」が47.9%に対し、「良い」は4.2%）を迎えて以降数値は改善に向かい、2011年では「悪い～」が21.1%、「良い～」が13.3%となっている。

また、2005年に内閣府が実施した「少年非行等に関する世論調査」でも、少年による重大な事件が「かなり増えている」と答えた割合は実に66.1%にのぼっていたが、2010年の同調査では37.8%に大きく減少している。「かなり増えている」と「ある程度増えている」の合算値は2005年93.1%、2010年75.6%と、依然高い数値ではあるものの、それでも少年犯罪の増加を危惧する意識も、一時より幾分緩和されたようにみえる。これらから、少年および一般的な犯罪や治安に対する懸念は、一時のピークを去ったとみなすことができるように思われる。

こうした改善・緩和をどう考えるべきだろうか。最も単純な話として、犯罪が減少したため

だろうか。一般刑法犯の認知件数および検挙人員は、それぞれ2002年から2004年をピークとして減少傾向にある。また少年一般刑法犯の検挙者数および人口あたりの検挙者数も2003年以降減り続けており、特に殺人等の重犯罪は検挙者数レベルでは戦後最低の水準にある。

あるいは、犯罪に対する処罰や、それを未然に防止しようとする教育の効果に安心してのことだろうか。たとえば少年犯罪については、1997年の神戸・連続児童殺傷事件を端緒として、衝撃的な事件が次々と報じられたことは未だ記憶に新しいが、これらの事件は、刑事罰対象年齢の引き下げ（2001年）、少年院送致の対象年齢の引き下げ（2007年）を盛り込んだ、「厳罰化」とも評される少年法改正の動因となった。また当時の諸事件は、スクールカウンセラーの派遣拡大、道徳用副教材『心のノート』の作成・配布、2006年の教育基本法改正といった「心の教育」をめぐる一連の政策の呼び水にもなった。成人犯罪については、少年のようにラディカルな法・政策上の変化はみられないものの、1990年代前半から2000年代中頃にかけて、懲役刑受刑者数は約1.9倍（1993年の36,987人を底として、2006年の70,164人まで増え続けた）に、人口比あたりの懲役刑受刑者数は約1.7倍（1994年の10万人あたり39.0人を底として、2006年には67.5人）にそれぞれ

れ増大している（法務省『検察統計年報』）。概していえば、犯罪に対する統制の強化が進んでいるのである。

だが、私たちはこうした犯罪に関する統計や法・政策・教育の動向について、つねに高い関心をもって注視しているわけではないだろう。では私たちは、犯罪に関する情報をどこから入手するのだろうか。2004年と2006年に内閣府が実施した「治安に関する世論調査」では、治安や犯罪に関する情報の入手先として最も多く挙げられていたのは「テレビ・ラジオ」（2004年95.7%、2006年95.5%）であり、次が「新聞」（80.1%、81.1%）であった。より身近な情報源といえる「家族や友人との会話など」は32.3%と38.4%、「自治体や自治会の広報」は18.1%と25.8%である。つまり私たちは何より、マス・メディアを通して犯罪に関する情報を主に得ているわけである。

すると、近年の治安意識の改善・緩和について考えようとするとき、犯罪報道のあり方に変化があったのかを観察・検討する必要がある、ということになる。だが、犯罪およびその報道のあり方を語る言論はこの世の中にあまりにも満ちあふれており、その交通整理は未だ行われてはいない。そのため、変化の観察・検討に先立って、何が有用で信頼に値する知見なのかを選りわける必要があるだろう。このような観点から本稿では、犯罪報道のあり方を考えるための基礎作業として、その学術的研究動向を整理することにした。この作業を通して、現時点で犯罪報道の何がどこまで明らかにされたのか、また近年の治安意識の改善・緩和を理解するために今後何をすべきなのかを明確にすることができるだろう。紙幅の都合上、本稿では特

に日本国内の研究を扱うこととする。

## 2. 犯罪報道研究の端緒——犯罪報道と人権

日本において犯罪報道の研究・考察が蓄積されてきたのは、意外にも比較的最近のことである。蓄積が始まり、また最も議論が重ねられてきた分野は法学で、その論点は犯罪報道による人権の侵害にあった<sup>(2)</sup>。歴史的経緯を押さえておくと、1976年に日本弁護士連合会が公表した『人権と報道』（日本評論社）、当時共同通信社の記者であった浅野健一が1984年に著した『犯罪報道の犯罪』（学陽書房）がこの論点の提出に大きな役割を果たしている。だがこうした経緯はしばしば法学や犯罪学のレビューで論じられてきたことである（辻本・藤吉 1986: 63; 松井 1986; 瀧野 2007: 29 など）。そこで本稿では、犯罪報道と人権をめぐる議論を、法解釈の対立という観点から整理することにした。ポイントは3点、表現の自由に対するプライバシー、適正手続の保障、少年保護の精神である。

まず、報道を行うマス・メディアの側にあるのは、日本国憲法21条に「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と定められている表現・言論の自由である。特に報道機関による表現・言論は、国民の国政関与における重要な判断資料を提供して国民の「知る権利」に奉仕する、重要な活動であると考えられてきた（右崎 1990: 54）。だが、こうした表現・言論の自由にもとづいて行われる犯罪報道が、被害者・被疑者・被告人の人権を侵害することがあるとして論議がなされてきた。たとえば刑法230条には、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実

の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する」とある。これは日本国憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」からその理念を根拠づけることができるのだが、犯罪報道においてはこれらと上述の21条が衝突するのである。

この衝突についてももう少し詳しくみていこう。憲法13条には「公共の福祉に反しない限り」という文言があり、また刑法230条2項には「前条第1項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない」とある。この点に関して、犯罪報道の公益性を重視するか、それによって損なわれる人権を問題視するかということをめぐる論議が行われてきたのである。内田博文(2001: 355, 359)は、司法判断に馴染むような「知る権利」の具体的・個別的・分析的構成が必要であると述べているが、捜査官から「夜討ち・朝駆け」で入手する、いわゆるリーク情報が報道の素材の一角を占めていること<sup>(3)</sup>、またそうした素材にマス・メディアの編集・加工が加わって報道が成立していることなどから、犯罪報道を「知る権利」に奉仕する重要な判断資料とみなすことができるかは疑問が残ると述べている<sup>(4)</sup>。

次に、日本国憲法31条には、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」という適正手続の保障原則が定めら

れている。また、刑事訴訟法256条には「起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞（おそれ）のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない」とある。これらを受けて論議されているのは、犯罪報道が裁判官に予断を生じさせるような情報を提供し、適正手続の保障原則に抵触しているのではないか、というより既にしていないかということである（三島2004: 91-92; 渕野2007: 2）。五十嵐二葉（1991: 3）は日米の犯罪報道を比較し、日本の報道は事件捜査段階での報道が、アメリカの報道は裁判報道と論評がそれぞれ多くを占めていることを明らかにしている。私たちが当たり前のように日々接している犯罪報道の様式は、各国共通のものではなく、むしろ被疑者・被告人の適正手続を受ける権利（「推定無罪」の原理ともいえる）を侵害するという点で特異なものではないか——特に裁判員制度が導入された今日、犯罪報道が裁判員に予断を生じさせる可能性の問題はますます重要視されるようになってきている。

また、少年法61条には「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であること推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」として、加害少年の実名報道および個人情報の掲載禁止が定められている<sup>(5)</sup>。塚本清二郎（1997）は、一部週刊誌で加害少年の実名報道が行われて物議を醸した1997年の神戸・連続児童殺傷事件を受けて、少年法61条の理念について考察を行っている。

塚本の議論を整理すると以下のものである。

まず、少年法1条には「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」とある。ここでいう「健全な育成」とは何か。児童福祉法に、「児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」（1条）、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」（2条）、「前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない」（3条）とあることを考えると、少年の健全な育成とは、「児童の福祉を保障するための原理」ということになる。ではここでいう「福祉」とは何か。教育基本法（ここでは塚本が考察の素材とした、1997年当時の旧法を参照する）1条には、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっぴ、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身とも健康な国民の育成を期して行われなければならない」とある。ここでいう「心身とも健康な国民の育成」を少年法の「健全な育成」と同義とみなすならば、それは個人的な福祉のみならず、公共の福祉と両立するようなものだと考えられているといえる。すると、少年法1条における「健全な育成」を期した少年の保護とは、個人ならず公共の福祉を損なわぬよう、その保護が規定されているということになる。少年法61条の規定も、

このような理念にもとづくものだと考えられる。このような考察を踏まえて塚本は、神戸で

の事件に際しての報道は、報道の受け手の興味充足や社会的制裁の意識がより前面化し、少年の福祉および彼（女）の社会復帰によって果たされる公共の福祉という理念が疎かにされている向きがあるとする。また、そのような報道が罰則規定の制定につながれば、報道機関は自らの言論の自由を妨げられる根拠を自ら作ることになるかと警鐘を鳴らしている<sup>(6)</sup>。

### 3. 犯罪報道の実証的分析

#### 3-1. 犯罪報道制作プロセスの研究

ところで、こうした法的論議のもとになっている、犯罪報道の実際の様態についてはどの程度分析が行われてきたのだろうか。新聞記事データベースから記事数を検索するような簡便な分析を除けば、犯罪報道のあり方についての実証的分析はかなり限られている。その方向性は概して3つ、報道の送り手分析、内容分析、歴史研究である。

送り手の分析をまず挙げたのは、大庭絵里（1988a, 1988b, 1990a, 1990b）による犯罪報道制作プロセスの研究が、国内における実証的犯罪報道研究の嚆矢と考えられるためである。まず「逸脱の可視化」（大庭 1988a）という論文では新聞記者への聞き取り調査から、「一般性・普遍性」「刺激性・衝撃性」「流行事象との適合性」「連続性・多発性」といったニュース価値にもとづいて犯罪のカテゴリー化（および掲載の決定）が行われていること<sup>(7)</sup>、「evil-causes-evil」という大枠のもとに容疑者の情報が週及的に解釈されて物語化されるプロセス、警視庁・警察庁・警察署（およびそれらの内部にある記者クラブ）を中心とするルーティン化された情報源の様態が明らかにされている。また「犯

罪報道におけるニュース決定」(1988b)では、一般性等のニュース価値にもとづいた報道の社会的意義——具体的には社会的制裁および読者の「知る権利」の充足——について、新聞記者がどう考えているかを明らかにしている。そして「記者は、いかに『記者』になるか」(1990a)では、研修、配属後の業務（特にいわゆる「サツ回り」）、記者クラブへの出入り、記事の執筆と採用・ボツといった一連の経験を経て、新聞記者が仕事を体得していくプロセスが描かれている。

### 3-2. 成人犯罪報道の分析

大庭とほぼ同時期、もしくはやや遅れて、内容分析の嚆矢といえる矢島正見(1991)の新聞報道量分析が公表されている。矢島は、「犯罪事実（インプット）→マス・メディア（ブラックボックス）→報道事実（アウトプット）→社会問題化・犯罪（者）観形式」という図式を設定し、犯罪事実にアレンジ（主に公共性＝社会正義の実現と、営利性＝企業利潤の観点から）を加えられた報道事実によって、私たちの犯罪についての意識が形成されるとする(1991: 39-41)。こうした観点から矢島は、1988年の朝日・読売新聞に掲載された犯罪報道について、諸罪種の発生件数、報道数、報道率（報道数／発生件数）、記事の扱いの大きさについて定量的な分析を行っている(1991: 45)<sup>(8)</sup>。

矢島の研究以後、犯罪報道に関する実証的分析が徐々に積み重ねられてきている。以下、公表順に整理していこう。まず四方由実(1996)は、1988年から1992年までの朝日・毎日・読売新聞における犯罪報道を対象として、女性が報道される頻度および女性特有の報道のされ方

——「子殺し」事件の報道において「非情さ」や「母性の喪失」等が専らとりあげられその社会的背景は捨象される、容姿や異性関係に言及される頻度が高い、女性被害者の「落ち度」が言及される等——を明らかにしている。

次に田島泰彦と新倉修(1999)は、戦後に起きた少年による重大事件を事例として、朝日・毎日・読売・日本経済の各紙が被疑少年名、顔写真、年齢、学校名、住所、家族関係を報じてきたのか否かを分析している。

また小城英子(2004)は、1997年の神戸・連続児童殺傷事件の報道におけるマス・メディアの対応について分析を行っている。具体的には、捜査本部の情報操作にマス・メディアが踊らされてしまい本来的な権力監視機能を発揮できず、また識者コメントや目撃証言によって架空の犯人像を増幅させてしまったといった観点から、マス・メディアと「劇場型犯罪」との関係が指摘されている。

そして長谷邦彦(2006)は、1990年以降の読売・朝日・毎日新聞における、一面に掲載された殺人事件記事を集計している。長谷によると、1990年代前半は各紙合計で年平均175本の掲載数だったのが、1990年代後半は年平均573本、2000年代前半は705本へと大きく増えているという。特に、オウム真理教による諸事件の掲載が相次いだ1995年には前年から2.5倍に掲載数が跳ね上がり、これ以降、一面に殺人事件が掲載される「閥」が下がったとしている。またこうした変化には、全体的な殺人事件の質的変容というより、メディア環境の変化を背景にして当時行われた各新聞社の紙面政策方針の変更と関係があると長谷は述べている。

ここまで紹介してきたものはすべて新聞報道

の分析だが、テレビにおける犯罪報道の分析を行った（管見では唯一の）研究として清水瑞久（2006）がある。活字メディアにおける言語表現にのみ専ら焦点を当ててきた従来のニュース研究に対して、テレビにおけるキャスターの語り方、音響やテロップといったメディアの多様な構成要素からニュース研究を行おうとする「マルチモダリティ分析」の立場にもとづき、清水は4つの事件報道の分析を行っている。分析では、情報の提示される順序、テロップによる強調部位、事件現場の映像の挿入ポイント、被害者とのその関係者の描かれ方、VTRを終えてのキャスターのコメント等がそれぞれ分析され、不安をはじめとする視聴者の諸感情がいかに煽られているのかが考察されている。映像メディアの分析はまだ端緒についたばかりだが、今後より蓄積が進められていくべきテーマといえるだろう。

### 3-3. 少年犯罪報道の分析

2で少年法61条をめぐる論議を紹介したように、保護・矯正可能性が差し込まれるという点で、また少年による事件という独自のニュース価値が付与される点で、少年犯罪報道は成人のそれとは異なった性質を有することになる。特に1997年の神戸・連続児童殺傷事件以降の報道を受けて、広田照幸（2001など）や土井隆義（2003）などによる「青少年の凶悪化」言説への批判的問題提起がなされ、少年犯罪報道への注目がこの時期高まっていた。

だが、北澤毅と片桐隆嗣（2002）はより早くから少年犯罪の語られ方に注目してきた。北澤らは、その実在性が疑われない、語りと意味付与の対象としての「出来事」、断片的な出来事

群のなかに時間的整合性が与えられ配列されたものとしての「事実」、そうした事実にもとづいた因果解釈としての「物語」という水準を区分して、警察、裁判所、マス・メディアがこれらの構築にいかに関わってきたかを検討している。本稿のテーマであるマス・メディアについては、検討の素材とされた1993年の「山形マツト死事件」に関して、新聞報道における「いじめ事件」という物語がいかに確立・展開されていったのかが丹念に記述されている。

上述した広田や土井の問題提起を受けて、より近年の動向に焦点を定めて分析を行ったのが牧野智和（2005, 2006, 2008）、赤羽由起夫（2010）、大庭（2010）である。まず牧野は「少年犯罪報道における心理学的知識の機能」（牧野2005）において、少年犯罪の被害者や関係者がメディアの作り上げた被害者像に閉じ込められてしまうこと、そこで「PTSD」等の心理学的用語がそうした閉じ込めをより強固なものとしてしまうことの問題性を指摘した。「少年犯罪報道に見る『不安』」（2006）では、戦後の朝日新聞の分析から、少年事件の報道量が1997年の神戸・連続児童殺傷事件以降急激に増大したこと、および戦後から1960年代の「社会」、1970年代から1990年代前半までの「家庭・学校」、1997年以降の「心の闇」と、諸事件の動機を語るメディア・フレームが変化してきたことを明らかにしている。「少年犯罪をめぐる『まなざし』の変容」（2008）では、社会の成熟に伴って、社会への包摂的統合という理念が揺らぎ、人々は逸脱者に対して寛容ではなく排除のまなざしをもってあたるようになるとするジョック・ヤング（Young 1999 = 2007）の議論に上述のメディア・フレームの変容が当

てはまることを指摘するとともに、加害少年の各種意識調査とメディアが語る少年像とのずれを指摘し、メディアが行う加害少年についての一面的で性急な語りに疑問を投げかけている。また赤羽は、特に「普通の子の犯罪」として扱われた事件報道を素材に、それが「リスク」化される論理について考察を行っている。大庭も、矢島（上述）と同様の罪種別の報道量分析に加え、非行キャリアが報じられることが近年減少したことで、「普通の子」の犯罪という認識が一般化したのではないかと述べている。

#### 3-4. 犯罪報道の歴史的展開

犯罪報道の歴史についての研究も、近年蓄積が始まっている<sup>(9)</sup>。まず、包括的な動向を俯瞰したものに鮎川潤（2001, 2002）と管賀江留郎（2007）がある。鮎川は明治期から現在に至る展開を、当時の社会背景や統計的動向を織り込みつつ記述し、管賀は特に戦前期に絞って、当時から（むしろ当時より）衝撃的な少年事件が起こっていたことを豊富な事例から明らかにしている<sup>(10)</sup>。また松永寛明（2008）は明治期における統治および刑罰の様態が変容するプロセスのなかに、新聞における犯罪報道がその告知・定着を担うものとして組み込まれていたと指摘している。作田誠一郎（2009: 141-145）は大正期の少年犯罪報道において、活動写真、カフェ・バー、植物園（当時の「不良男女」が闊歩する場所と考えられていた）といった当時の文化と「不良化」「青少年の堕落」が結びつけて語られていたことを明らかにしている。

## 4. 犯罪報道の機能・効果

### 4-1. 犯罪報道の機能論

犯罪報道の社会的機能に関する見解もいくつか提出されている。村上直之（1999: 218-224）は、私たちが犯罪報道を「消費」するあり方について、次のように述べている。「私たちは、私たちのおきまりの日常を反覆するためにこそ、おきまりの日常から逸れた出来事を膨大な量のニュースというかたちで消費している」。つまり、「惰性化した日常から非日常への離脱、そして再び日常への帰還を、たえず集合的に繰り返す」「近代社会が生み出した、他に比肩するもののない儀礼」なのだ、と。特に犯罪報道は、私たちの集合感情（憤りや悲しみ等）をその都度喚起し、また社会的規範・制裁の境界線をその都度現前させ、また更新する象徴的な役割を担っているのだという。

安藤仁朗（1993）や間庭充幸（2002: 182）は、犯罪報道の社会的制裁機能（それが主目的ではないにせよ）に言及している。特に安藤（1993: 109-110）はこれに関して、罪刑法定主義の観点から考えればこの機能は一種の私刑（リンチ）であり、問題があると指摘している<sup>(11)</sup>。

### 4-2. 犯罪報道の効果論——犯罪不安とマス・メディアの関係性についての研究

より近年では、「犯罪不安」という概念を中心に、犯罪報道の効果に関する研究が提出され始めている。犯罪不安研究は、小俣謙二と島田貴仁（2011）において国内外の動向が詳細に整理されているが、ここではそれらを踏まえたうえで、特に国内における犯罪不安とマス・メディアとの関連を扱う研究について概観し

たい<sup>(12)</sup>。

国内における犯罪不安の総体的な傾向とマス・メディアとの関連を指摘しているのが、浜井浩一（2002）と社会安全研究財団の「犯罪に対する不安感等に関する調査研究」（2002-）である。浜井（2002: 73-81）は、国際的な犯罪被害調査である ICVS（International Crime Victim Survey）において、日本は犯罪の実際的な被害を受けている割合が各国よりも低いにもかかわらず、被害を受けるかもしれないことへの不安が高く、また拘禁刑や少年犯罪への厳罰化を求める傾向が強いことを紹介し、これらの意識とマス・メディアの報道のあり方の関係について指摘している。

社会安全研究財団の「犯罪に対する不安感等に関する調査研究」（2002-）では、特に2004年に犯罪不安のピークがあること、20代から40代であること（それ以上の年齢に比して。ただし男女差あり）と犯罪不安の強さ・一般的信頼感・近隣への信頼感が負の関係性をもつこと、新聞記事への接触と自身の犯罪被害不安の強さに負の関係性があること、インターネットニュースへの接触と自身・家族の犯罪被害不安の強さに正の関係性があること、だがこうしたメディア接触と犯罪被害不安との関連は年齢を統制すると効果がほぼ消えてしまうこと等の結果が報告されている（社会安全研究財団2011）。

阪口祐介（2008a）は、新聞、新聞の地方欄、テレビの全国ニュース、テレビの地方ニュースへの接触頻度と、犯罪不安（本人の犯罪被害不安と、他者＝家族・親しい友人の犯罪被害不安）の関連について分析を行っている。まず総体的にみると、これらのメディアへの接触と

犯罪不安には関連が見出されていない。だが本人に犯罪被害経験がある場合、新聞地方欄への接触と他者の犯罪被害不安との関連が、また他者に犯罪被害経験がある場合、テレビの全国ニュースへの接触と他者の犯罪被害不安との関連がそれぞれ見出されている。また、18歳未満の子がいるケースおよび既婚男性者において、他者の犯罪不安が高い傾向があった。阪口は「代理仮説」（被害経験がないことでメディア情報に影響を受け犯罪不安が高まる）、「共鳴仮説」（被害経験があることでメディア情報に影響を受ける）、「親和仮説」（被害者として描かれやすいカテゴリーに本人または家族が当てはまることでメディア情報に影響を受ける）、という3タイプの仮説をもとに分析を行っているが、分析の結果明らかになったのは、上述したような限定的な条件において、共鳴仮説と親和仮説が当てはまるということであった<sup>(13)</sup>。上述の小俣・島田（2011: 33）が整理した海外の研究動向においても、ある研究での知見が他の知見では否定されるといったように、犯罪不安とマス・メディアへの接近に関する定式化された知見は未だ提出されていないという。阪口の知見は国内における犯罪不安とマス・メディアに関する分析の重要な橋頭堡といえるが、今後のさらなる検討が待たれるといえるだろう。

## 5. 総括と今後の課題

さて、ここまで国内の犯罪報道研究の展開を簡潔に整理してきた。犯罪報道をめぐる研究は、どこまでが行われ、一体何を今後の課題としているといえるだろうか。とはいえ、法的論議については、筆者がその専門ではないということもあるが、さまざまな事件やその報道・裁

判がなされるなかで新たな懸案が起り、今後とも続いていくことになるように思われる。そこで以下では、犯罪報道の実証的研究とその機能・効果論に絞って現状と課題を考えてみたい。

まず送手の研究については、大庭の知見は今でも一定の有効性をもつと考えられるが、研究が行われた1980年代後半と現在におけるニュース価値、制作プロセス、記者の社会化のあり方は同様のものなのか、検討の余地があるといえるだろう。また、報道の受け手についても、その方法論は未だ整備されていないものの、未検討の領域として残されている。

次に、成人犯罪報道の内容分析については、いくつかの観点からの部分的な実証研究が行われてきた。私たちは日々多量の犯罪報道に接しているが、犯罪報道に関する客観的知見は、まだ十分といえるほど積み重ねられてはいないのである。とはいえ、膨大な犯罪報道を鑑みれば、浜井と芹沢一也（2006）が行ったようなかたちでしか包括的レビューは行えないだろう<sup>(14)</sup>。考えられるさらなる展開は、より問題意識と焦点を絞った部分的実証研究ということになる。本稿で挙げた研究から考えてみるならば、矢島や四方が行った報道量分析の追跡、小城が行った識者コメントの機能の通時的比較、清水が行った映像メディアなどである。特に映像メディアの分析はまだ端緒についたばかりで、多くの知見を生み出すことができるだろう。映像メディアに限らず、新聞以外の活字メディアの研究もまだ未探索の領域として残されている。さらには、五十嵐が簡潔にのみ行った犯罪報道の国際比較、少年犯罪報道で牧野が行ったレトリック分析の成人犯罪への適用等も考えら

れる。

少年犯罪報道については、牧野によって戦後の新聞報道の網羅的といえる分析が行われている。ただ新聞各紙でのメディア・フレームの共振あるいは相違、新聞以外の活字メディア分析、映像メディア分析、国際比較といった検討点が多く残されている。そしてこれは少年・成人の犯罪報道双方にいえることがだが、近年の治安意識の改善・緩和とマス・メディアの関係について研究したものは管見では存在しなかった。これまでの知見を踏まえた、社会問題の構築ならぬ「鎮静化」の研究は今後の課題として残されているといえる。

いずれにしても重要なのが、犯罪不安とマス・メディアの関連についての研究である。一貫した明確な知見は未だ得られていないものの、犯罪についての意識とマス・メディアの関係を論じる際の最も根底的な論拠となるものであり、今後もさらなる蓄積が行われなければならない分野だといえる。これに関して、本稿では扱いきれなかったが、犯罪不安やメディア接触をいかに定義していくかは未だ論議のさなかにある。こうした点の定式化とともに、具体的な知見が積み重ねられる必要があるといえるだろう。

冒頭での議論に立ち戻れば、犯罪報道のあり方と治安意識の改善・緩和を直接に扱った研究は未だ公表されていないといえる。だが、本稿でとりあげてきた諸研究は、それについて考えるための手がかりや前提を準備してくれている。今後この点が取り組まれてこそ、1990年代から2000年代の「体感治安」の上昇とは何だったのか、またほぼ同時期における少年犯罪問題とは何だったのかといったことを、十全に

明らかにすることができるだろう。

- 注(1) 小俣と島田 (2011: 2-3) は、1990年代中頃に「悪い～」を答える者が増加したきっかけとして、1995年のオウム真理教による地下鉄サリン事件を挙げている。前年の松本サリン事件と合わせ、市街地で突然に発生したこれらの無差別的テロ事件の影響は確かに大きく、根強いものがあると考えられる。
- (2) 矢島 (1991: 38) もまた1991年の時点において、犯罪報道に関する文献は法律学者やジャーナリストを中心とする、人権問題に焦点を当てたものがほとんどであると述べている。
- (3) 多くの著作で扱われていることだが、捜査段階でのリーク情報を素材に組み立てられる犯罪報道には、誤報の可能性がつけまといっている。そもそも、犯罪報道の事実性とはその成立期から、各種取材源からの断片的な情報（しかも捜査段階での）を記者の側で「事実らしく作り上げた」ものとして成立してきた（加藤2000）。これに関連して、日本における「客観報道」をめぐる論争の展開を丹念に追跡した中正樹 (2006) の研究がある。
- (4) 1970年の『新聞研究』では、「取材源がだれであるか特定できないように取材するのが新聞記者の手腕さに通ずるといえなくもない。（中略）情報の断片を取材し、積みかさね、総合すると、一つの完全な情報が組み上がる」（新聞編集関係法制研究会1970: 58）という新聞サイドの、素朴ともいえる立場が紹介されている。
- (5) 田島と新倉 (1999) では、同法に関する日本新聞協会の自主協定とその策定の経緯（1958年の「小松川女高生殺し」を受けて）など、各マス・メディアの報道基準が紹介されている。
- (6) また少年事件の裁判に関しては、少年法22条2項における審判の非公開、少年審判規則7条における記録または証拠物の閲覧・謄写の禁止、犯罪捜査規範209条および少年警察活動要項13条2項における少年の特定情報の発表の禁止と、日本国憲法82条における裁判の公開の保障、そして表現・言論の自由がそれぞれ競合し、論議となっている（田島・新倉1999: 65）。
- (7) また大庭は「犯罪・非行の『凶悪』イメージ

の社会的構成」（1990b）という論文の中で、新聞報道を素材に、衝撃性のクローズ・アップ、加害者・被害者双方の人物像の描写といった、事件報道における「凶悪」イメージの構成要素を実証している。

- (8) 具体的には、殺人の報道率が突出し、強盗、放火と続いている。最も統計上件数の多い窃盗は、これに次ぐ4番目の報道量だが、報道率は事件1万件に対して1件にも満たない。また性別（男性が高い）、年齢別（40代にピークがある）、職業別（会社役員や公務員・教員が高い）、被害者（女性・子どもが高い）に関する報道量分析も行われている。
- (9) 本稿は国内の、また日本における犯罪報道の先行研究を扱うものだが、犯罪報道の歴史的研究の嚆矢として、イギリス犯罪報道史の分析から近代ジャーナリズムの誕生について考察した村上 (1995) を挙げておきたい。
- (10) また鮎川 (2010) は、短期間に集中して取材・報道が行われる「集中豪雨の報道」「メディアスクラム」とも呼ばれる日本の犯罪報道において、しばしば犯罪被害者のプライバシーが配慮なく報じられる傾向を批判的に論じている。
- (11) またここから、裁判所の減刑理由の「すでに社会的制裁を受けている」は、論理的には誤りであるとも指摘している。
- (12) 犯罪に不安を抱くことのさらなる影響を検討したのは松原英世 (2009) である。松原が検討したのは厳罰化意識の規定要因だが、その中で、犯罪不安が社会のモラル低下を懸念する意識に影響を与え、その懸念が厳罰化の支持に結びつくと述べられている。また山本功 (2010) は、地域活動への参加や地域の子どものについての認知、概していえば「地域のつながり」が、犯罪不安に関してはほぼ無関係であるか、場合によっては負の関係性にあることを明らかにしている。ここから山本 (2010: 54-55) は、治安に関する「安心」に「地域の連帯」が不可欠だとする言説に疑問を投げかけるとともに、犯罪不安とは地域社会の実状と必ずしも連動していないと指摘している。
- (13) また阪口 (2008b) は、日米の複数の調査データから、日本における犯罪リスク知覚の規定要因分析を行い、若年層と高階層でより知覚が高

い（アメリカは大都市居住と低階層でより高い）ことを明らかにしている。

- (14) 1988年から翌年にかけての埼玉連続幼女誘拐殺人事件での報道の過熱、1997年の神戸・連続児童殺傷事件以後の少年の「怪物」化、犯罪被害者への注目とその一方で加害者への糾弾の高まり、2001年の大阪・池田小事件以後のセキュリティへの注目とその展開が整理され、事件報道は、犯罪の増加や検挙率の低下の報道と合わせ、「日本の治安は悪化した」という世論の形成に大きな役割を担ったと語られている。

#### 文献

- 赤羽由起夫, 2010, 「『リスク』としての少年犯罪とモラル・パニック——『普通の子』の凶悪犯罪報道に着目して」『犯罪社会学研究』35: 100-114.
- 安藤仁朗, 1993, 「犯罪報道の功罪——その刑事政策としての可能性」『犯罪と非行』95: 102-125.
- 鮎川潤, 2001, 『少年犯罪——ほんとうに多発化・凶悪化しているのか』平凡社.
- , 2002, 『少年非行の社会学』世界思想社.
- , 2010, 『再検証 犯罪被害者とその支援』昭和堂.
- 土井隆義, 2003, 『＜非行少年＞の消滅——個性神話と少年犯罪』信山社.
- 淵野貴生, 2007, 『適正な刑事手続の保障とマスメディア』現代人文社.
- 浜井浩一, 2002, 「増加する刑務所人口と犯罪不安」『犯罪と非行』131: 56-91.
- 浜井浩一・芹沢一也, 2006, 『犯罪不安社会——誰もが「不審者」?』光文社.
- 広田照幸, 2001, 『教育言説の歴史社会学』名古屋大学出版会.
- 五十嵐二葉, 1991, 『犯罪報道』岩波書店.
- 管賀江留郎, 2007, 『戦前の少年犯罪』築地書館.
- 加藤裕治, 2000, 「『事実』を『制度』化するニュース——明治期の二つの犯罪報道をめぐって」『年報社会学論集』13: 97-108.
- 北澤毅・片桐隆嗣, 2002, 『少年犯罪の社会的構築——「山形マツト死事件」迷宮の構図』東洋館出版社.
- 小城英子, 2004, 『「劇場型犯罪」とマス・コミュニケーション』ナカニシヤ出版.
- 牧野智和, 2005, 「少年犯罪報道における心理学的知識の機能——『同級生』描写のレトリックに着目して」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊』13-1: 281-291.
- , 2006, 「少年犯罪報道に見る『不安』——『朝日新聞』報道を例にして」『教育社会学研究』78: 129-146.
- , 2008, 「少年犯罪をめぐる『まなごし』の変容——後期近代における」羽渕一太郎編『どこか<問題化>される若者たち』恒星社厚生閣.
- 間庭充幸, 2002, 『犯罪の深層』有斐閣.
- 松原英世, 2009, 「厳罰化を求めるものは何か——厳罰化を規定する社会意識について」『法社会学』71: 142-158.
- 松井千秋, 1986, 「人権と犯罪報道に関する文献の最近の動向について」『犯罪社会学研究』11: 100-109.
- 松永寛明, 2008, 『刑罰と観衆——近代日本の刑事司法と犯罪報道』昭和堂.
- 三島聡, 2004, 『刑事法への招待』現代人文社.
- 村上直之, 1995, 『近代ジャーナリズムの誕生——イギリス犯罪報道の社会史から』岩波書店.
- , 1999, 「マス・メディアと逸脱」宝月誠編『講座社会学10 逸脱』東京大学出版会.
- 長谷邦彦, 2006, 「犯罪報道と不安社会——新聞記事・社説の変遷から」『Cosmica』36: 51-68.
- 中正樹, 2006, 『客観報道』とは何か——戦後ジャーナリズム研究と客観報道論争』新泉社.
- 大庭絵里, 1988a, 「逸脱の可視化——『犯罪事件』のニュースへの転化」『犯罪社会学研究』13: 122-139.
- , 1988b, 「犯罪報道におけるニュース決定」『法学セミナー増刊 人権と報道を考える』日本評論社.
- , 1990a, 「記者は、いかに『記者』になるか——記者の社会化過程に関する一考察」『法学セミナー増刊 犯罪報道の現在』日本評論社.
- , 1990b, 「犯罪・非行の『凶悪』イメージの社会的構成——『凶悪』事件ニュース報道をめぐって」『犯罪社会学研究』15: 18-33.
- , 2010, 「メディア言説における『非行少年』観の変化」『神奈川大学国際経営論集』39: 155-164.
- 小侯謙二・島田貴仁, 2011, 『犯罪と市民の心理学

- 犯罪リスクに社会はどうかかわるか』北大路書房.
- 阪口祐介, 2008a, 「メディア接触と犯罪不安——『全国ニュース』と『重要な他者への犯罪不安』の結びつき」『年報人間科学』29: 61-74.
- , 2008b, 「犯罪リスク知覚の規定構造——国際比較からみる日本の特殊性」『社会学評論』59-3: 462-477.
- 作田誠一郎, 2009, 「メディア報道と少年犯罪——大正期の少年事件と新聞報道」『現代の社会病理』24: 135-152.
- 清水瑞久, 2006, 「犯罪ニュースがかたどる生と死のかたち」伊藤守編『テレビニュースの社会学——マルチモダリティ分析の実践』世界思想社.
- 新聞編集関係法制研究会, 1970, 「新聞編集関係法制の研究 犯罪報道（I）」『新聞研究』227: 53-79.
- 田島泰彦・新倉修編, 1999, 『少年事件報道と法——表現の自由と少年の人権』日本評論社.
- 辻本義男・藤吉和史, 1986, 「犯罪報道の法的諸問題」『犯罪社会学研究』11: 62-77.
- 塚本清二郎, 1997, 「犯罪報道に関する今日的諸問題——神戸・連続児童殺傷事件の報道を事例として」『法学紀要』39: 351-366.
- 四方由実, 1996, 「社会面にみる女性の犯罪報道」田中和子・諸橋泰樹編著『ジェンダーからみた新聞のうら・おもて』現代書館.
- 内田博文, 2001, 「『犯罪報道と人権』の問題状況と課題」『刑法雑誌』40-3: 349-360.
- 右崎正博, 1990, 「センセーショナルな犯罪報道から何がみえるか」『法学セミナー』425: 52-55.
- 矢島正見, 1991, 「犯罪報道の社会学的分析」『犯罪と非行』90: 38-55.
- 山本功, 2010, 「地域社会のつながりは『安心』をもたらすか——犯罪不安を中心に」『淑徳大学大学院研究紀要』17: 39-59.
- Young, Jock, 1999, *The Exclusive Society, Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*, London: Sage Publishing. (= 2007, 青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・村澤真保呂訳『排除型社会——後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版.)